

公益社団法人部落問題研究所定款

2017年5月14日改正

2018年3月21日改正

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、公益社団法人部落問題研究所と言う。

(事務所)

第二条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区高野西開町三四番地一一に置く。

第二章 目的、倫理及び事業

(目的)

第三条 この法人は、封建的身分の残滓であるいわゆる部落問題を初めとする人権問題の学術的な調査研究及びその成果を普及する事業を行い、もって日本の民主的発展に寄与することを目的とする。

(倫理)

第四条 この法人は、法令を遵守し、社会的規範に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (一) 部落問題・人権問題に関する各種の調査研究
- (二) 関係資料の蒐集、保存、整備及び情報提供並びに閲覧利用サービス
- (三) 関係図書の編集、刊行
- (四) 研究会、講演会等の開催及び講師の斡旋
- (五) 目的を同じゅうする各種機関・団体との連絡、協力
- (六) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

二 前項の事業については、国際的視野をもち、全国各地において行うものとする。

第三章 会員

(法人の構成員)

第六条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (一) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、所定の会費を納入する個人又は団体
- (二) 賛助会員 この法人の目的、事業に協力して維持会費を拠出する個人又は団体
- (三) 特別会員 この法人に対し、功労のあった者、又は学識ある者のうち、理事長の推薦により、総会において承認された者

二 前項の会員のうち、普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格取得)

第七条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、所定の会費を添えて理事会が別に定める入会申込書により申し込みをし、その承認を得るものとする。

二 前項の規定により入会の承認をした時は、理事長は、会員名簿に所要事項を記載する

と共に、申込者にその旨を通知する。入会を承認しなかった時は、理事長は、直ちに申込者にその旨を通知する。

三 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者がある時は、理事長は、会員名簿に所要事項を記載すると共に、その者にこの法人の特別会員に推戴する旨を通知する。

(経費の負担)

第八条 会員（特別会員を除く）は、この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員となった時及び毎年定時総会において別に定める会費又は維持会費を支払う義務を負う。

二 会費及び維持会費は、年額を一時に前納するものとする。但し、特段の事情がある場合においては後納とすることが出来、年額を二回に分割して納めることが出来る。

三 既納の会費及び維持会費については、これを返還しない。

(会員の権利)

第九条 すべての会員は、この法人が刊行する各種の出版物を無料又は実費で配付を受け、この法人保管の図書・資料を閲覧・利用し、この法人主催の各種の集會に出席するほか、この定款及び理事会で定める各種の権利を有する。

(任意退会)

第一〇条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除名)

第一一条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

(一) この定款その他の規程に違反した時

(二) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時

(三) その他除名すべき正当な事由がある時

二 前項において、除名される場合、当該会員に対し、総会で議決される前に総会の場において弁明の機会を与えるものとする。

(会員資格の喪失)

第一二条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(一) 第八条の支払い義務を五年間にわたって履行しなかった時

(二) 総普通会员の同意があった時

(三) 当該会員が死亡した時又は解散した時

(四) 当該会員について破産手続開始の決定がなされた時

第四章 総会

(構成)

第一三条 総会は、普通会员をもって構成する。

二 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第一四条 総会は、次の事項について決議する。

- (一) 会員の除名
- (二) 理事及び監事の選任又は解任
- (三) 理事及び監事の報酬等の額
- (四) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (五) 定款の変更
- (六) 解散及び残余財産の処分
- (七) 不可欠特定財産を含む基本財産の処分
- (八) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一五条 総会は、定時総会として毎年度一回開催する。

二 前項の定時総会のほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第一六条 定時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、毎事業年度終了後二箇月以内に理事長がこれを招集する。

第一七条 臨時総会は、総普通会员の議決権の五分の一以上の議決権を有する普通会员から、理事長に対し、会議の目的たる事項及び招集の理由を示した請求があった時、又は理事会で議決した時は、理事長がこれを招集する。

第一八条 総会の招集は、その開催から二週間前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、普通会员に通知するものとする。

(議長)

第一九条 総会の議長は、会議のつど、普通会员の出席者のなかから互選で選出し、これに当たる。

(議決権)

第二〇条 総会における議決権は、普通会员一人につき一個とする。

(決議)

第二一条 総会は、普通会员の総数の過半数の出席をもって開催し、出席した普通会员の議決権の過半数をもって行う。但し、会議に出席できない普通会员は書面をもって表決するか、又は他の普通会员の出席者に委任状を託して議決権を行使することが出来る。この場合あらかじめ通知のあった事項についてはこれを出席者とみなす。

二 前項の規定にかかわらず、次の決議は、普通会员の総数の半数以上であって、総普通会员の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

- (一) 会員の除名
- (二) 監事の解任
- (三) 定款の変更
- (四) 解散
- (五) 基本財産の処分
- (六) その他法令で定められた事項

三 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第二三条に定める定数を上回る場合においては、過半数の賛成を得た候補者のなかから得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第二二条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が記名押印し、これを保存するものとする。

第五章 役員

(役員を設置)

第二三条 この法人には次の役員を置く。

(一) 理事 六名以上一〇名以内

(二) 監事 四名以内

二 理事のうち、一名を理事長とし、一名を常務理事とする。

三 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第九一条第一項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任及び要件)

第二四条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

二 各理事について、その理事及び配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計人数が、理事総数の三分の一を超えてはならず、又、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数が、理事合計数の三分の一を超えてはならない。監事についても、同様とする。

三 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事のなかから選定する。

(理事の職務及び権限)

第二五条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、理事会の決議に基づいて、職務を執行する。

二 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づいてこの法人の業務を分担し執行する。

第二六条 理事長は三箇月に一回以上、理事会を招集し、理事長及び常務理事は、職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。但し、理事長が必要と認めた場合又は理事から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事会を招集しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二七条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成し、総会において報告する。

二 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

(役員任期)

第二八条 この法人の理事及び監事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

二 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

三 理事又は監事は、第二三条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二九条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することが出来る。

(役員報酬等)

第三〇条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、理事に対しては総会の決議によって定める総額の範囲内において、総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが出来る。

第六章 理事会

(構成)

第三一条 この法人に理事会を置く。

二 理事会は、すべての理事をもって構成する。監事は理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べなければならない。但し、決議する権利を持たない。

(権限)

第三二条 理事会は、次の職務を行う。

- (一) この法人の業務執行の決定
- (二) 理事の職務の執行の監督
- (三) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (四) その他この定款で定めた事項

(招集)

第三三条 理事会は理事長が招集する。

二 理事長が欠けた時又は理事長に事故ある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三四条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

二 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九六条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第三五条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

二 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第七章 資産及び会計

(資産の種類)

第三六条 この法人の資産は次の通りである。

- (一) この法人の財産目録記載の財産
- (二) 会費及び維持会費
- (三) 資産から生ずる果実
- (四) 事業に伴う収入
- (五) 寄付金及び補助金
- (六) その他の収入

(基本財産)

第三七条 別表の財産は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第一六号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

二 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第三八条 この法人の基本財産のうち、現金は理事会の決議によって、確実な有価証券を購入するか、又は確実な信託銀行に信託するか、若しくは銀行の定期預金として理事長が保管する。

第三九条 この法人の事業遂行上やむを得ない事由がある時は、理事会の決議及び総会の承認を経て、基本財産の一部に限り処分することが出来る。

(業務遂行の費用)

第四〇条 この法人の業務遂行に要する費用は、資産から生ずる果実及び事業に伴う収入その他の普通財産をもって支弁する。

(事業年度)

第四一条 この法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第四二条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

二 前項の書類は総会で承認を得たのち、遅滞なく、内閣府に提出しなければならない。

三 第一項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第四三条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会で承認を得なければならない。

(一) 事業報告

(二) 事業報告の附属明細書

(三) 貸借対照表

(四) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(五) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(六) 財産目録

二 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

三 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(一) 監査報告

(二) 理事及び監事の名簿

(三) 理事の報酬等の基準を記載した書類

(四) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第四四条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第四八条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得残額を算定し、前条第三項第四号の書類を記載するものとする。

第八章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第四五条 この定款は、総会の決議によって変更することが出来る。

二 定款の変更があった時は、その旨を、遅滞なく、内閣府に届け出なければならない。

(解散)

第四六条 この法人は総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第四七条 この法人が公益認定取消しの処分を受けた場合又は合併によって消滅した場合には、その権利及び義務を承認する法人が公益法人である時を除き、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第一七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第四八条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第一七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第四九条 この法人の公告は、電子公告とする。

二 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告が不可能な場合には、官報に掲載する方法を採る。

第一〇章 事務局

(事務局の設置)

第五〇条 この法人に事務局を置き、正規雇用の使用人の任免は理事会における選任・解任の決定に基づき、理事長が行う。

二 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

第一一章 附則

第五一条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第一〇六条第一項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

二 この法人の最初の理事長は成澤榮壽とする。

三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

社団法人部落問題研究所 職員就業規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、部落問題研究所定款第20条にもとづいた職員の就業に関する事項について定める。

第2条 (法令との関係)

職員の就業に関する事項は、法令の定められるもののほか、この規則に定めるところによる。

第3条 (職員の定義)

この規則で職員とは、所定の手続きにより部落問題研究所（以下、「研究所」とする）正規職員として雇用されたものをいう。但し、正規職員以外のものについては別に定める。

第2章 人事

第4条 (採用)

職員として採用された者は、入所の日より10日以内に次の書類を提出しなければならない。但し、応募時に提出した書類については、この限りでない。

- (1) 履歴書（JIS規格による）
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) その他、研究所が指定するもの

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに届け出なければならない。

第5条 (試用期間)

新たに採用した者については、採用の日から3ヶ月間を試用期間とする。但し、研究所の都合により、この期間を短縮することがある。

- 2 試用期間は勤続年数に通算する。

第6条 (雇入れ時の研修)

新たに採用した者には、研究所の就業上必要な研修を行う。

第7条 (労働条件の明示)

研究所は、職員の採用に際して、就業規則を提示し労働条件を明示するとともに、次の事項については書面によりこれを明示する。

- (1) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- (2) 始業及び終業の時刻、時間外労働、休憩時間、休日、休暇並びにその他就業に関する事項
- (3) 賃金の決定、計算及び支払の方法並びに賃金の締切り及び支払の期間に関する事

項

(4) 退職に関する事項

(5) 労働契約に期間の定めを設ける場合には、その期間

第8条 (人事異動)

業務の都合により、職員の就業の場所または従事する業務の変更を命ずることがある。

2 前項により就業の場所又は従事する業務の変更を命じられた場合は、発令の日から起算して指定日までに新たな業務に従事しなければならない。

第9条 (休職)

職員が、次の各号の一に該当したときは休職とする。

(1) 業務外の傷病により、欠勤が引き続き3ヵ月を超えたとき

(2) 自己の責任による事故、欠勤が引き続き1ヵ月を超えたとき

(3) 公職に就任し、必要と認められたとき

(4) 研究所の命令により関係機関又は関係団体の業務に従事するとき

(5) その他、前各号に準ずる事情があると認めたとき

第10条 (休職の期間)

前条の休職期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号の場合 24ヵ月

(2) 前条第2号から第5号まで 必要な期間

第11条 (休職事由の消滅)

休職期間満了前に休職事由が消滅したときは、直ちに復職させる。但し、旧職務と異なる職務に就かせることがある。

第12条 (業務外の傷病者の報告等)

第9条第1号により休職となったときは、診断書を添えて傷病状況の経過を理事長に報告しなければならない。この場合、研究所が必要と認めたときは、医師を指定し随時診断を受けさせることがある。

第13条 (休職期間中の給与)

休職期間中の給与は、「社団法人部落問題研究所給与規程」の定めるところによる。

2 休職期間中は、原則として勤続年数に算入しない。但し、第9条第4号の休職にあつては、この限りでない。

第3章 定年・退職及び解雇

第14条 (定年)

職員の定年退職日は、老齢年金支給開始年齢に達した年度の末日とする。但し、定年に達した職員について、本人の希望により研究所が必要と認めたときは、一定の期間を勤務延長又は嘱託として、期限を定めて再雇用することがある。

第15条 (退職)

職員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、退職とする。

(1) 定年に達したとき

(2) 死亡したとき

- (3) 期間の定めのある雇用が満了したとき
- (4) 本人の都合により退職を申し出て研究所の承認があったとき、又は退職の申し出をした日から起算し14日を経過したとき
- (5) 休職期間を満了しても復職しないとき

第16条 (退職願)

職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも14日前までに退職願を提出しなければならない。

2 前項の規定により退職願を提出した者は、研究所の承認があるまで従前の業務に服さなければならない。但し、退職願提出後14日を経過したときは、この限りでない。

第17条 (解雇)

職員が、次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 精神又は身体の障害により、職務に耐えられないと認められたとき
- (2) 第5条に定める試用期間中の者について、職員として不適格と認められるとき
- (3) 勤務成績又は能率が不良で、業務に適しないと認められたとき
- (4) 業務の縮小、その他やむを得ない業務の都合による場合
- (5) その他、前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

第18条 (解雇の予告)

前条により解雇する場合には、30日前に本人に予告するか、又は労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分に相当する解雇予告手当を支払う。但し、予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

第19条 (解雇の制限)

第17条及び第43条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。但し、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても傷病が治らず、打切補償を支払った場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性が第31条第1項第6号の規定により休業する期間及びその後30日間

第20条 (証明書の交付)

職員が退職し又は解雇された場合において、次に掲げる事項について証明書を請求したときは、これを遅滞なく交付するものとする。

- (1) 使用期間
- (2) 業務の種類及び地位
- (3) 賃金
- (4) 退職の事由 (解雇の場合は解雇理由)

第4章 勤務

第21条 (就業時間及び休憩時間)

就業時間は、1時間の休憩時間を除き実働7時間とし、始業、終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業 9時
終業 17時（但し、土曜日は正午までとする）
休憩 12時から13時まで

第22条（労働時間の計算）

職員が、出張その他研究所の用務をおびて研究所外で勤務する場合で、労働時間を算定し難いときは、前条で定める所定労働時間を勤務したものとみなす。但し、常務理事があらかじめ別段の指示をしたときは、この限りでない。

第23条（始業、終業時刻の変更）

交通事情その他業務の都合によって必要ある場合は、全部又は一部の者について、第21条の始業、終業の時刻及び休憩時間を変更することがある。但し、この場合においても1日の就業時間は実働7時間を超えないこととする。

第24条（休憩時間の自由利用）

第21条の休憩時間は、自由に利用することができる。

第25条（休日）

職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日及び国民の休日
- (3) 年末年始（12月28日から1月4日まで）
- (4) 一斉休業を3日間（8月13日～8月15日）とし、この間に日曜日が含まれた場合は、16日までとする。
- (5) 夏期特別休暇は7日間とし、7月1日より9月30日までの間に消化することとする。
- (6) その他、理事会が特に定めた日

第26条（休日の振替）

前条の定めにかかわらず、研究所の業務の都合により休日をあらかじめ他の日に振り替えることがある。

第27条（時間外労働）

業務の都合により、所定時間外に就業させることがある。

- 2 前項の時間外労働は、所轄労働基準監督署長に届け出た職員代表との時間外労働協定（36協定）の範囲内とし、労基法所定の割増賃金を支払うものとする。
- 3 妊産婦である職員が請求した場合には、時間外労働をさせない。

第28条（休日労働）

業務上必要がある場合には、第25条の休日に出勤を命ずることがある。

- 2 前項の場合において当該休日が、労働基準法第35条の定める休日である場合は、所轄労働基準監督署長に届け出た職員代表との休日労働協定の範囲内とし、
 - (1) 休日労働させた場合は振替休日を与える。
 - (2) 但し、振替休日を与えない場合は、労基法所定の割増賃金を支払うものとする。

但し、災害その他避けることのできない事由により臨時の必要がある場合は、所轄労働基準監督署長の事前許可又は事後届出により休日労働協定の範囲を超えて休日労働をさせることがある。

3 妊産婦である職員が請求した場合には、休日労働をさせない。

第29条（深夜労働）

業務上必要がある場合には、深夜（午後10時から午前5時まで）労働を命ずることがある。

2 前項の場合には、労基法所定に規定する割増賃金を支払うものとする。

3 妊産婦である職員が請求した場合には、深夜労働をさせない。

4 職員が別に定める規則により小学校就学前の子の養育又は家族介護を理由として請求した場合には、深夜労働をさせない。

第30条（年次有給休暇）

6ヵ月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤した者には、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与える。この場合において年次有給休暇日、業務上の傷病による休業期間、育児休業及び介護休業の期間、並びに産前産後の休暇規定による休暇期間は出勤したもののみならず。

2 6ヵ月以上勤務した者は、次表に定める日数の年次有給休暇を与える。但し、その総日数は20日を限度とする。

6ヵ月経過日から起算した勤続年	加算日数
6ヵ月以上	10日
1年以上	20日

3 年次有給休暇を取得しようとする者は、事前に申し出なければならない。

4 年次有給休暇は、本人の請求があった時季に与えるものとする。但し、業務上必要な場合には、その時季を変更することがある。

5 年次有給休暇の期間については、通常の賃金を支払う。

第31条（特別休暇）

職員が、次の各号の一に該当するときは、特別休暇を与える。

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 本人が結婚するとき | 7日 |
| (2) 配偶者、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）が死亡したとき | 7日 |
| (3) 祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき | 3日 |
| (4) 配偶者の出産 | 3日 |
| (5) 配偶者の兄弟姉妹が死亡したとき | 1日 |
| (6) 兄弟姉妹又は子の結婚したとき | 1日 |
| (7) 女性職員が出産するとき | |

ア 産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性が請求した期間

イ 産後8週間（但し、6週間を経過し医師の認めた業務に就くことを請求した期間を除く）

- | | |
|------------------------------|----|
| (8) 生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合 | 1日 |
|------------------------------|----|

2 特別休暇を請求しようとする者は、事前に届けなければならない。

3 第1項第1号から第8号の期間については、通常の賃金を支払う。

第32条（育児期間）

生後1年に満たない子を養育する職員が申し出た場合は、所定の休憩時間のほか、1日について2回それぞれ45分の育児時間を与える。

第33条（育児休業及び介護休業）

職員が、育児・介護休業をとる場合には、育児・介護休業法の定めるところによる。

第34条（公民権行使の時間）

職員が、勤務時間中に選挙その他公民としての権利を行使するために、あらかじめ申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

- 2 前項の申し出があった場合に、権利の行使を妨げない限度において、その時刻を変更することがある。

第35条（出退所）

出所及び退所については、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の始業時刻までに、各自の職場に到着すること
- (2) 出所の際は、本人自ら出勤簿に押印すること
- (3) 退所は、書類等を整理格納した後に行うこと

第36条（遅刻、早退及び外出）

遅刻又は早退をする者は、常務理事に届け出なければならない。

- 2 私用外出をしようとする者は、あらかじめ常務理事の許可を受けなければならない。

第37条（欠勤）

病気その他やむを得ない事由により欠勤する場合は、事前に申し出なければならない。この場合において、事前に申し出る余裕がない場合は、事後速やかに届け出なければならない。

- 2 傷病欠勤が休日を含め7日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第5章 服務規定

第38条（服務の基本原則）

職員は、この規則に定めるもののほか、部落問題研究所設立の目的に則り諸規定を尊重し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、作業能率の向上に努力するとともに、互いに協力して職場の秩序を維持しなければならない。

第39条（服務心得）

職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に健康に留意し、研究所設立の目的に即した態度をもって就業すること
- (2) 職務の権限を超えて、専断的なことを行わないこと
- (3) 常に品位を保ち、研究所の名誉と信用を傷つけるような言動をしないこと
- (4) 研究所の業務上の機密事項及び研究所の不利益となる事項を他に漏らさないこと
- (5) 研究所の資料及び図書その他の備品を大切にし、消耗品等を節約して、資料及び図書、書類等は丁寧に取り扱い、その保管を厳密に行うこと
- (6) 許可なく職務以外の目的で、研究所の施設・設備その他の物品を使用しないこと
- (7) 職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにすること

- (8) 職務を妨害し、又は、職場の風紀、秩序を乱さないこと
- (9) 職務に関し、不当な金品の借用又は贈与の利益を受けないこと
- (10) 所定以外の場所で喫煙し、又は、たき火、電熱器等の火器を許可なく使用しないこと
- (11) 勤務時間中はみだりに職場を離れないこと

第6章 賃金

第40条 (賃金)

職員の給与及び手当・退職金等については、別に定める。

第7章 表彰、制裁

第41条 (表彰)

職員が、次の各号の一に該当する場合には、その都度審査の上表彰する。

- (1) 品行方正、技術優秀、業務熱心で他の者の模範と認められる場合
- (2) 災害を未然に防止し、又は災害の際特に功労のあった場合
- (3) 業務上有益な改善、改良又は工夫、考案のあった場合
- (4) 20年以上無事故で継続勤務した場合
- (5) 前各号に準ずる程度に善行又は功労があると認められる場合

2 前項の表彰は、賞状のほか賞品又は賞金を授与してこれを行う

第42条 (制裁)

職員が、次の各号の一に該当するときは、次条の規定により制裁を行う。

- (1) 重要な経歴を偽り、その他不正手段によって入所したとき
- (2) 本規則にしばしば違反するとき
- (3) 素行不良で研究所内の風紀、秩序を乱したとき
- (4) 出勤常ならず業務に熱心でないとき
- (5) 故意に業務の能率を阻害し、又は業務の遂行を妨げたとき
- (6) 業務上の怠慢又は監督不行届きによって災害事故を引き起こし、又は研究所の施設・設備、又は資料・図書等を損壊したとき
- (7) 正当な事由がなく、しばしば無断欠勤するとき
- (8) 許可なく研究所の物品を持ち出そうとしたとき
- (9) 研究所の名誉、信用を傷つけたとき
- (10) 研究所の秘密を漏らし、又は漏らそうとしたとき
- (11) 許可なく在職のまま、他に雇用されたとき
- (12) 業務上の指揮命令に違反したとき
- (13) 前各号の準ずる程度の不都合な行為をしたとき

第43条 (制裁の種類・程度)

制裁は、その情状により、次の区分に従って行う。

- (1) けん責 始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給 1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が1賃金支払期における賃金総額の10分の1の範囲内で行う。
- (3) 出勤停止 7日以内出勤を停止し、その期間中の賃金は支払わない。
- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく、即時に解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の30日分）を支給しない。

第8章 安全衛生

第44条（健康診断）

職員には、入所の際及び毎年1回健康診断を行う。

2 健康診断は、就業時間中に行い賃金を支払うほか、その費用は研究所が負担する。

3 健康診断の結果、特に必要があると認められる場合は就業を一定の期間禁止し、又は職場を配置換えすることがある。

第45条（安全衛生教育）

職員には、入所の際及び配置換え等にあたり作業内容を変更した際に、従事する業務に必要な安全衛生教育を行う。

第46条（火災予防等）

職員は、消防具、救急品の備付場所並びにその使用方法を知得しておかなければならない。

2 火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとるとともに、直ちにその旨を担当者その他居わせた者に連絡し、その被害を最小限に止めるよう努めなければならない。

第47条（災害補償）

職員が業務上の事由により負傷し、疾病に罹ったときは、労働基準法の規定に従って療養補償、休業補償、障害補償を行う。職員が業務上負傷し、又は疾病に罹り死亡したときは、労働基準法の規定に従って遺族補償を行い葬祭料を支給する。

2 前項により補償を受けるべき者が同一の事由について労働者災害補償保険法に基づいて、前項の災害補償に相当する給付を受ける場合においては、前項の規定を適用しない。

第48条（損害賠償）

職員が、故意又は過失によって研究所に損害を与えたときは、その全部又は一部を賠償させる。但し、これによって第42条の制裁を免れるものではない。

付則

1. この規則は、2002年2月2日から施行する。
2. この就業規則を改廃する場合は、職員の代表者の意見を聴いて行う。

2006年2月24日理事会改正

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第一〇六条第一項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第四十一条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第五十二条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

別表 基本財産（第三七条関係）

財産種別	物量・場所・取得年等
三好文庫	1031点 第1図書資料室特別収蔵 昭和26年 取得（寄付）、昭和61年 目録作成
水平文庫	1202点 第1図書資料室特別収蔵 昭和46年 取得（寄付）、平成5年 目録作成
北原文庫	3032点 北原文庫室収蔵 昭和57年 取得（寄付）、平成21年 カード作成
その他	人権問題・部落問題関係図書 部落問題研究所図書資料室収蔵

この法人の現行定款に相違ありません。
公益社団法人部落問題研究所
理事長 成 澤 榮 壽 印

(付記)

1. 2017年5月14日の公益社団法人部落問題研究所2017年度定時総会において、「定款」の二三条に第四項を追加した。
2. 2018年3月21日の公益社団法人部落問題研究所2017年度臨時総会において、「定款」の第二三条第四項を削除した。また、「別表 基本財産（第三七条関係）」を改めた。